

**第2期大瀧村総合村づくり計画（仮称）
策定支援業務委託プロポーザル実施要領**

**平成28年10月17日
大瀧村**

1 目的

大湊村総合村づくり計画の計画期間が平成29年度で終了します。今後、大湊村がむらづくり指針として、本村の現状、課題、問題点を把握するとともに、広範囲な基礎データの収集・分析を行い、村民の意見を取り入れた具体的な戦略などを盛り込んだ「第2期大湊村総合村づくり計画（仮称）」を策定します。

この計画の策定を効率的・効果的に達成するため、専門的知識と技術を持つ業務支援を行う事業者を一定の基準により評価し、選定するためプロポーザルを実施します。

2 委託業務名称

第2期大湊村総合村づくり計画（仮称）策定支援業務

3 委託期間

契約締結日から平成30年3月28日（水）まで

4 委託業務の概要

平成30年度を初年度とする新たな第2期大湊村総合村づくり計画（基本構想、基本計画）の策定に必要な、下記の業務を行うものとする。

- (1) 総合村づくり計画に必要となる業務
 - ①計画策定に伴う審議会への支援
 - ②村民参加による基本構想検討委員会（仮称）の運営支援（ワークショップ、ヒアリングの総括を含む）
 - ③庁内検討委員会の運営支援（ワークショップの総括を含む）
 - ③基本構想、基本計画の原案作成
- (2) 基礎調査支援業務
 - ①現行計画の施策別の課題・問題点の整理
 - ②各種村民アンケート結果の分析、課題整理
 - ③人口予測、財政見通し等
 - ④その他基礎データの分析（社会動向調査・類似団体との比較等）
- (3) 成果品の提出（電子データによる）
 - ①第2期大湊村総合村づくり計画（仮称）基本構想・基本計画（本文）
 - ②第2期大湊村総合村づくり計画（仮称）基本構想・基本計画（概要）

5 委託業務費

2年間契約額（税込）12,356千円（H28年度5,390千円、H29年度6,966千円）の範囲内で年度ごとに提案及び見積もりを行ってください。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意願います。

なお、契約締結にあっては、企画提案の順位に基づき、上位の業者と予算の範囲内で価格交渉を行い、成立すれば契約を締結、成立しない場合は、次の順位の業者と交渉を行います。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27・28年度大潟村建設業者等級格付名簿に登録された者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者でないこと。同条第2項の規定に基づく構成手続開始の申立てをされた民間企業でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。同条第2項の規定に基づく構成手続開始の申立てをされた民間企業でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して、公告の日から企画提案書提出期限までの間に、指名停止期間がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に街灯しないこと。
- (7) 地方自治体において、ワークショップでの計画策定業務の実績を有していること。
- (8) 当該業務を平成28年度、平成29年度に業務実施体制届に記載された者が行うことが可能な体制であること。

7 参加申し込み

(1) 本プロポーザルへの参加を希望される方は、以下に掲げる提出書類に必要事項を記入の上、提出してください。（⑫を除き全てA4でお願いします。）

- 《提出書類》
- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
 - ② 会社概要書（様式2-1）
 - ③ 類似業務実績表（様式2-2）
 - ④ 業務実施体制届（様式2-3）
 - ⑤ 総括責任者届（様式2-4）
 - ⑥ 納税証明書
 - ⑦ 提案書（様式自由 10枚以内）※表紙を除く
 - ⑧ 行程表（様式自由）
 - ⑨ 価格提案書（様式自由）
 - ⑩ セールスポイント（様式自由）
 - ⑪ 会社案内パンフレット
 - ⑫ 受注した代表的な他自治体の総合振興計画 冊子

8 提案書の提出

- (1) 提出する提案書は、各参加社1提案とします。
- (2) 提出期限 平成28年10月26日（水）午後5時00分
（持参の場合の受付時間は、期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限までに担当に必着。）
- (3) 提案書類 ①、⑥、⑫は各1部、左記以外は各6部

- (4) 提出場所 大湊村役場総務企画課
- (5) 提出方法 直接持参または郵送等により提出してください。

9 質問及び回答方法等

- (1) プロポーザルに関する質問は以下のとおりとします。
 - 質問内容 参加申込書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価および審査内容に係る質問は受け付けません。
 - 受付期限 平成28年10月20日(木)午後3時
 - 質問方法 質問票(様式3)により電子メールで送付すること。
 - 電子メールで質問の際は、メールの表題を「総合村づくり計画(仮称)プロポーザル質問(事業者名)」として送信すること。
 - 提出先 大湊村役場総務企画課 g-kikaku@ogata.or.jp
- (2) 質問に対する回答は、取りまとめたうえ、電子メールにおいて回答します。

10 審査、評価および選定

- (1) 選定委員会の設置
 - 提案書等の審査、評価及び選定は、第2期大湊村総合村づくり計画(仮称)策定支援業務委託選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行います。
- (2) 1次審査
 - 提出された提案書等の書類により審査を行い、その結果について、平成28年10月27日(木)午後5時までに、すべての提案者に対し電子メールにて通知します。
- (3) 2次審査
 - 第2次審査対象となった提案者は、10月31日(月)午前にプレゼンテーションを行うものとします。なお時間および会場(役場庁舎内)については、別途連絡します。
 - プレゼンテーションは、提案時間20分、質疑応答時間10分で行います。
 - 説明は、提案書を中心に行いますが、PCやプロジェクター等を大湊村で準備しますので、それを使用しての説明も可とします。なお、プレゼンテーションに必要なデータは提案者各自で準備し当日持参下さい。
- (4) 選定および選定結果の通知
 - ア 選定委員会において、費用並びに提案書等の内容、プレゼンテーションにおける提案内容を総合的に評価し、最も優れた(最も高い評価点を得た)提案書等の提案者を選定します。
 - イ 選定結果は、2次審査の対象となった提案者に対して書面で通知します。
 - ウ 選定に関する異議等は一切受け付けません。

11 事業者選定の基準等

- 選定にあたっては、別添の採点基準表により、以下の項目を基準に評価を行います。
- (1) 第1次審査

ア 提出書類（参加申込書、提案書等）の内容について

- ・ 2次審査において評価できる内容となっているか。

(2) 2次審査

ア 提案書の内容について

別紙採点基準表のとおり

12 その他留意事項

(1) 本件プロポーザル参加に係る費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

(2) 参加申込書及び提案書等の提出にあたっての留意事項

ア 参加申込書及び提案書等の提出を郵送による場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本村はその責めを負わないものとします。

イ 提出された参加申込書及び提案書等は、提出期限までの間において、記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとします。ただし、その場合は、提出された提案に係る書類のすべてを一旦持ち帰り、提出期限までに改めて書類を提出してください。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加申込書及び提案書等の追加、変更等は受け付けません。

エ 理由を問わず、参加申込書及び提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けません。

(3) 無効となる参加申込書又は提案書等

提出された参加申込書又は提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失うものとします。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 参加申込書及び提案書等の取扱い

ア 提出された参加申込書及び提案書等は、本件提案者選定に係る手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においてのみ利用します。

(5) 本村からの疑義照会及び追加資料

提出期限までに提案書等の提出をした方に対して、本村から提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがあります。

(6) 契約手続等

選定した提案者との契約手続及び契約書は、大湊村財務規則の定めるところによるものとします。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。

(7) プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を大湊村に請求出来ない。

13 問合せ先及び書類提出先

- (1) 事務担当課 大潟村役場総務企画課
- (2) 郵便番号 010-0494
- (3) 住所 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1
- (4) 電話番号 0185-45-2111
- (5) F A X 0185-45-2162
- (6) メールアドレス g-kikaku@ogata.or.jp
- (7) ホームページURL <http://www.ogata.or.jp/>

14 評価基準

評価項目	評価事項	基準点
提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・本村の現状や課題を把握 ・村づくりに活かせる計画提案 ・村民の意見を取り入れる具体的方針 	60
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制、配置予定者 ・業務実績等 	30
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・提案説明、質問への具体的回答等 	30
見積書	契約金額における妥当性	20
	合 計	140

15 選定スケジュール

年 月 日	事 項
10月17日(月)	公告 募集要項のホームページへの掲載など
10月20日(木) 午後3時	質問受付締切日
10月21日(金)	質問回答日
10月26日(水) 午後5時	提案書提出締切日
10月27日(木) 午後5時	一次審査の結果通知
10月31日(月)	プレゼンテーション審査
11月 1日(火)	候補事業者選定結果の通知